

平成25年度 第2回地域医療推進部会議事録

1. 日 時 平成26年2月26日（水） 第2回帯広市健康生活支援審議会終了後
2. 場 所 帯広市役所 10階 第2会議室
3. 出席委員 堀修司部会長、小林靖副部会長、菊池英明委員、宇野雅樹委員
稲葉秀一専門委員、菅野明美専門委員、森茂樹専門委員、若田部紀代子専門委員

4. 会議次第

- (1) 前回会議の議事録の確認
- (2) 平成26年度 健康推進課予算（案）について
- (3) 夜間急病センターの再整備について
- (4) その他

5. 会議内容

○事務局

お晩でございます。定刻となりましたので、ただ今から、平成26年度第2回地域医療推進部会を開会いたします。本日の委員の出席は、地域医療推進部会委員 9名中、8名のご出席をいただいております。出席人数が委員の過半数を超えていますことから、本日の部会は成立しております。それでは、これより議事の進行につきましては、堀部会長にお願いいたします。

○部会長

それでは、会議に入らせていただきます。
最初に前回会議の議事録の確認でございます。
この議事録は、この場でご確認いただいた後、公開される予定となっております。
議事録につきましては、ご質問やご意見があれば、お願いします。

【質問・意見なし】

○部会長

なければ、議事録は了承されたものといたします。次に、「平成26年度健康推進課予算（案）」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

平成26年度の健康推進課関係予算（案）につきまして、説明させていただきます。
資料は1と2になりますが、始めに「資料1」をご覧ください。
平成26年度の健康推進課予算の概要であります。総事業費は、9億2千929万8千円であります。
内訳といたしましては、左上に、記載してありますように保健衛生総務費が1億2千35万3千円、そのうち、保健衛生推進費が1千94万7千円、食・運動改善推進費が89万円、公衆浴場対策費が1千381万4千円 となっております。

続きまして、右側に行きまして、予防費は、総額で4億5千102万7千円となっており、がん検診・健康診査費が、1億6千272万1千円、予防接種費が、2億2千853万5千円、感染症予防費が、4千508万4千円 などとなっております。

続きまして、左下に行きまして、保健福祉センター費は、保健福祉センターの管理に要します経費で4千523万6千円を計上しております。

最後に、右下になりますが、夜間急病診療費で、3億1千268万2千円となっております。

内訳といたしましては、夜間急病センターの管理運営費が、2億1千586万3千円、在宅当番や二次救急医療など救急医療対策費が9千681万9千円となっております。

続きまして、資料の2「平成26年度 健康推進課関係予算及び主な事業」であります。

左側に、平成22年度からの26年度までの5年間の予算額と対前年度の増減額の推移を記載しております。

左下の「折線グラフ」を見て頂きますと、一番上の線が、合計額ですが、平成23年度から増加傾向にあり、主な要因は、大腸がん検診の無料クーポン事業や子宮頸がんや細菌性髄膜炎などの3ワクチンの接種費用助成事業や定期接種化などのがん検診、予防接種経費の増によるものであります。

続きまして、下の円グラフは平成26年度の予算の構成比であります。予防費が48.5%、夜間急病診療費33.6%、保健衛生総務費9.9%の順となっております。

次に、「平成26年度の主な事業」についてであります。資料の右側をご覧ください。

まず、休日夜間急病センターの管理運営であります。

平成26年4月1日より、場所を柏林台西町2丁目に移転し、初期救急として休日・夜間の内科・小児科の診療を開始いたします。

次に、「子宮頸がん・乳がん検診無料クーポン事業の見直しについて」であります。

平成21年度より子宮頸がん・乳がん検診無料クーポン事業を実施してまいりましたが、国の制度の改正に伴いまして対象年齢の見直しと、平成24年度までの未受診者に対する受診勧奨を実施いたします。

次に、「全国健康都市めぐりの開催」についてであります。

健康都市連合加盟都市と共に市民や企業、道内他地域、管内町村にも参加頂き、健康に係るテーマでの基調講演や帯広市や他都市の健康づくりについてのディスカッションなどを実施する予定です。

最後に、「自殺対策の推進」についてであります。自殺を考えている人のサインに気づき、支援につなげ、見守るといった適切な対応が図れるように、ゲートキーパーの養成を平成26年度にも継続して実施します。その他、こころの体温計によるストレス度チェックなどについても継続して実施いたします。

説明は、以上でございます。

○部会長

ただいまの事務局の説明につきまして、何かご質問やご意見はございますか。

なければ、次に、「夜間急病センターの再整備について」を議題といたします。

事務局から、説明願います。

○事務局

それでは、次に「帯広市夜間急病センターの再整備について」ご説明いたします。

はじめに、お手元に配付の資料3をご覧ください。

これまでの取り組み状況でございますが、昨年2月の救急医療検討会議と本部会でご報告をさせていただいた後、昨年8月に診療体制につきまして帯広市医師会様と協議を重ねてまいりました結果、平成26年の移転開院時からは、日曜及び祝日等の休日における内科・小児科診療について、現行の在宅当番医制を廃止して、医師2名の方が急病センターに出向して診療する体制の基本方向が合意されましたことを受けまして、その旨市議会厚生委員会に報告をし、10月より準備委員会を設置したところでございます。

この間、月1回のペースで定期的に準備委員会において検討・協議を重ねるとともに、帯広市健康生活審議会への報告を経て、12月には、名称など条例の一部改正につきまして議決をいただいております。こうした取り組みの経過等を含めまして、救急医療検討会議におきましても状況をご報告させていただいております。

今後の予定といたしましては、本部会でご報告させていただいた後、3月に開催予定の準備委員会におきまして、運用マニュアルの最終的な詰めを行いながら、関係者への内覧会を3月に開催し、4月1日から新たな診療体制の下で供用開始したいと考えております。

次に、資料の4につきましては、急病センター準備委員会設置の取扱いについてお示しさせていただいておりますが、本年3月31日をもって終了することになりますことから、4月以降の取扱いなどにつきまして、準備委員会を発展的に解消するかたちで、救急医療検討会議幹事会の中に新たに専門会議を設置し、必要に応じて帯広保健所や消防本部など関係機関の職員もオブザーバーとして参加を求めながら、急病センター運用マニュアルの改善・更新など、継続した検討協議の場を引き続き設けていきたいと考えております。

続いて、A3版の資料5をご覧くださいと思います。

再整備後の診療体制についてですが、現状の夜間急病センターでは毎晩午後9時から翌朝8時まで、一晩あたり医師1名・看護師2名の診療体制でございましたが、新たに看護師1名を増員するとともに事務スタッフを配置したいと考えております。

再整備後には、従来の夜間診療に加えまして、休日の午前9時から午後5時までが新たな診療時間として加わりますので、この休日診療の体制といたしましては、医師2名のほか、薬剤師2名と放射線技師1名を各関係団体のご協力により出向していただくとともに、看護師につきましては、対策協会の嘱託職員として診療部門を管理調整する専任看護師1名と看護師・看護助手を含め、6名から7名の看護スタッフで対応しようと考えております。

なお、休日診療の事務体制につきましては、対策協会職員3名のローテーションにより管理事務を行うほか、受付事務につきましても2～3名外部への委託により配置する予定でございます。

説明は、以上でございます。

○部会長

ただいまの事務局の説明につきまして、何かご質問やご意見はございますか。

○委員

休日の医師は内科と小児科それぞれ1名となるのですか。

○部会長

人数に限りがありますが、内科と小児科、内科と耳鼻科、管内の医師との組み合わせにしたりなど現在は9月までの当番つくっていますが、あまり偏りがないように専門科を分けている。

○委員

現在、（休日の）一次救急は内科・小児科系と外科系、産婦人科として動いています。そのうち内科・小児科系の機能をセンターにもっていくことになります。ただ、内科、小児科の医師が同じくらいいればいいのですが、昨今、小児科の医師が非常に少なく、医師会でも内科医師に対する小児科の講習会などをやっていますが、結構難しい配置にはなっておりますが、初期救急ですということになります。

○部会長

準備委員会設置に取り扱いなどについてはよろしいですか。

○委員

救急医療対策検討会議の幹事会の下に新たに設置するということがよろしいですね。メンバーに幹事会や検討会議で決めるのですか。

○事務局

まずは、現在の準備委員会のメンバーに事前に相談させていただいた後、然るべき時に幹事会に報告したいと考えております。

○部会長

夜間急病センターについて、他にはよろしいでしょうか。2月の広報に夜間急病センターについてのパンフレットが入っていましたが、あくまでも初期救急であり、ただ休日に診療を行うことではないなどコンビニ受診を抑制する内容を載せていましたが、1回ではなく、何回も周知をお願いしたいと思っています。

○部会長

他に何かご質問やご意見はございますか。
なければ、次に、「その他」についてを議題といたします。
事務局から、説明願います。

○事務局

その他として「帯広市新型インフルエンザ等対策行動計画」の素案について、ご報告させていただきます。

本計画の策定にあたりましては、昨年11月の地域医療推進部会におきまして、計画見直しの考え方と今後のスケジュール等についてご報告させていただいたところでございます。

A3資料の概要版に基づきましてご説明させていただきます。

資料1ページ目は本計画の総論的なことを述べさせていただいておりますが、「I はじめに」では、特別措置法が制定され、それに基づいて国の行動計画北海道の行動計画、市の行動計画を作ることとなっております。

次に、「Ⅱ 基本方針」でございます。この計画の目標としまして、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること、市民の生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることが、目的及び基本的な戦略となります。

感染拡大防止の基本的な考え方といたしましては、発生段階に応じた対応とともに、社会全体で取り組む防止策と、市民一人ひとりによる防止策を記載しております。本市の被害想定ですが、政府行動計画の流行規模に準じ、推計したところ、感染者が人口の25%に相当する約42,000人、死亡者が中等度・重度を合わせて約1,060人を想定しております。

中ほどに「行動計画の主要項目」を記載しておりますが(1)から(7)まで、それぞれの分野ごとに対応内容を示しております。市町村の役割といたしまして、主な点についてのみご説明させていただきます。「実施体制」では、緊急事態宣言時対策本部の設置、「予防・まん延防止」では、個人によります手洗い、うがい、咳エチケットなどによります感染拡大防止対策の周知徹底のほか、とちぎ帯広空港にて帰国者の健康観察への協力となります。「予防接種」には、特定接種と住民接種がございます。

特定接種とは、住民接種に先行して行われ、主には医療提供者、厚生労働大臣の登録を受け、国民生活や経済の安定に寄与する業務を行う事業者、対策の実施に関わる公務員となります。市で実施するのは、主に市職員に対する特定接種となります。

次に、住民接種は、対象者を医学的ハイリスク者、小児、成人・若年者、高齢者の4つの群に分け、状況に応じまして国が優先順位を決定することとなっております。「市民生活・市民経済の安定の確保」におきましては、高齢者世帯など、孤立し生活に支障をきたす世帯への支援の準備をすすめることとなっております。

続きまして、右側をご覧いただきたいと思っております。上段では、それぞれの立場ごとの対策推進のための役割分担を記載しております。

次に「Ⅲ 対策」では、各発生段階におけます状態を表記させていただいておりますが、6つの発生段階に応じまして、道の行動計画に準じまして設定しております。また、政府より緊急事態宣言が出されますと、市は対策本部を設置することとなります。

次の2ページから3ページが、各段階におけます対策の各論でございます。

主だったところだけ説明させていただきます。実施体制では、道内未発生期から道内感染期におきまして緊急事態宣言がない場合は庁内連絡会議におきまして情報の集約、共有、分析を行い、緊急事態宣言に備えました準備を進めます。なお国が緊急事態宣言を行った場合は、国の基本的対処方針を踏まえまして市の行動計画に基づいた対策を行うこととなります。

予防蔓延防止におきましては、住民への手洗い、うがい、咳エチケット等の基本的感染予防の知識を普及いたします。また、とちぎ帯広空港におきましては入国者などに対しまして検疫所や道と連携し検疫体制を強化してまいります。

3ページ目の予防接種のうち、特定接種につきましては国からの情報を収集しつつ海外発生期から新型インフルエンザ等対策を行う市職員を対象として特定接種を実施いたします。また、住民接種につきましては、緊急事態宣言がない場合は、予防接種法によります任意の予防接種を、国の示す接種順位によりワクチン供給が可能になり次第開始いたします。

なお、緊急事態宣言が行われた場合は、特別措置法に基づきまして臨時の予防接種を実施することとなります。

市民生活、市民経済の安定の確保につきましては、国が緊急事態宣言を行った場合、水の安定供給のための必要な措置をはじめ、事業者のサービス低下を許容するよう住民へ呼びかけるとともに、

道と連携し生活物資の価格高騰、買占め・売惜しみなどが生じないよう調査・監視し、供給の確保や便乗値上げの防止の要請を行います。また、市民への相談窓口や情報収集窓口を設置することとなります。

しかしながら、道内感染期におきましては、多くの市民が死亡することが想定されますことから、遺体安置所の確保や火葬及び埋葬の手配なども想定されております。

なお、今後の進め方につきましては現在、パブリックコメントを実施しております。終了後、平成26年5月に成案としてまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。

○部会長

実際に起きていないものに対して、備えなどをやらなければいけないということですが、平成9年の時のことを考えて、指揮系統やワクチンの供給などが混雑した時のことを考えれば、ここまでのことは計画しておいていいのではないかと思います。

何か、ご質問などありますか。

○委員

できれば、もう少し具体的に帯広市の中身を入れていただければ、ありがたいと思います。

例えば火葬のこと、どこにこの人たちを置いておくのか、そのぐらいまでのことを書いておく必要があるのではないかと思います。

あるいは発生したときに、具体的に誰が、具体的に命令や指示が行ってどこが動いて、誰が具体的にやるかぐらいはしっかり表示してくれるとありがたいです。

起こっていないことを想定していくのは大変かもしれませんが、前回のことを糧にしてわかりやすい具体的なものがいいのではないかと思います。

○事務局

行動計画につきましては、このようにどちらかというと大まかなものとなっておりますが、この後、マニュアルというものを作成させていただく予定となっております。

また、先生たちの方からもアドバイスをいただきながらそちらの作成に取り掛かりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

また、ここにもありますように、国の役割、都道府県の役割、市町村の役割となっており、市町村のことだけ書いてしまいますと根っこのところからの流れというのが非常にわかりづらいものですから、むしろ、北海道も国も行動計画を作っておりますからそれも含めて、市町村としてどういう対応をするのか、今、補佐から言ったように具体的な運用マニュアルといったような具体的なフローといったものを整理させていただきたいという風に思っており、5月を目処に、調整してまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○委員

行動計画の27ページの、道内発生早期、道内で発生した段階でもまだ、対策本部の設置に向けた準備を進めますと、緊急事態宣言がされてからじゃないと本部は立ち上がらないのですか。

○事務局

そのようになっております。

○委員

間に合うのでしょうか。

○事務局

それまでの間は庁内会議をもちまして、同様な機能をするようになると考えております。

○委員

連絡会議がその機能を持つということになるのですね。

○事務局

はい。

○部会長

他にご質問ございませんでしょうか。なければその他で事務局からありますか。

○事務局

次回の地域医療推進部会の日程であります。26年度は丁度、審議会の方も委員の改正時期であります。例年8月に開催しておりますので、部会についてもその時期に開催する予定となっております。

具体的には部会長と調整のうえ、各委員の皆様にご案内させていただこうと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○部会長

親会もそうなんです。4月には市長選挙もありますし、いろいろと人事が動くことが考えられます。

ここの会も新しいメンバーになるかと思いますが、ぜひ、継続して考え方をしっかりとぶれないようにしながら見守っていかねばならないと思います。

では、本日、これで終わりにしたいと思います。

ありがとうございました。